

議第 76 号

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(10) 略</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第 29 条第 1 項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(10) 略</p> <p>(11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第 29 条第 1 項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは，当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(12)～(15) 略</p> <p>2 略</p>

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。